

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 西成児童館および千秋子育て支援センターでは、行政財産である敷地の一部を賃貸する方法により自動販売機を設置する。

このため、自動販売機の設置者（以下「設置事業者」という。）を決めるための一般競争入札を実施する。

なお、本件は郵便による入札とする。

2 貸付物件

西成児童館（一宮市大赤見字大山 22 番地 1）

物件番号	自動販売機設置場所	設置台数及び貸付面積
1	屋外倉庫横	1 台 1 m ²

千秋子育て支援センター（一宮市千秋町天摩字山畑 370 番地 56）

物件番号	自動販売機設置場所	設置台数及び貸付面積
2	屋外階段下	1 台 1 m ²

※1 貸付面積には、使用済み容器の回収ボックススペースを含む。

2 自動販売機の機種は、電圧 100V、電流 15A 程度のものとする。

3 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、支障がないか事前に設置場所を確認すること。

3 契約に関する条件

- (1) 自動販売機の設置は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、自動販売機を設置する場所を貸付する方法で行う。

- (2) 当該行政財産（自動販売機を設置する場所）の貸付期間は、令和 4 年 1 月 7 日から令和 9 年 1 月 6 日までの 5 年間とする。

- (3) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

- (4) 貸付料は、入札により決定した金額とし、契約期間中の会計年度毎に一宮市が交付する納付書により会計年度分の貸付金額を全額納付しなければならない。

（※売上に応じた手数料の徴収はしない。）

- (5) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、各施設の電源から自動販売機までの配線に要する経費及び自動販売機を設置することにより施設の電源の改修等が必要となる場合の当該経費等は、すべて設置事業者の負担とする。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とする。設置事業者において計量機器（パルス式子メーター）を設置し、それによる実費を月単位で施設を管理する指定管理者（以下「指定管理者」という。）又は一宮市が指定する期限までに全額納入しなければならない。

- (6) 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに、一宮市に報告しなければならない。

- (7) 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復す

ること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を一宮市に請求することができない。

- (8) 貸付料を納付期限までに納付しない場合の延滞金は、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合を乗じて計算して得た額とする。
- (9) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行わなければならない。

4 設置する自動販売機の条件

設置する自動販売機は次の条件を満たさなければならない。

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。
- (3) 自動販売機の外観は、「一宮市赤ちゃんの駅事業」を P R するデザインとし、「一宮市赤ちゃんの駅事業」のロゴマークを印刷すること。
(具体的なデザインは落札決定後に一宮市と協議の上決定すること。)
- (4) 5 販売する品目及び価格の条件 (1) に定める品目を 1 台で販売できること。
- (5) 災害対策用、ヒートポンプ式、及びバリアフリーに配慮したものであること。
- (6) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

5 販売する品目及び価格の条件

- (1) 販売品目は、飲料および子育て用品とし、以下の条件に合致するものとする。
飲料：清涼飲料水、コーヒー、牛乳等とし、酒類は含まない。容器については、缶又はペットボトルなどの密閉式とすること。
子育て用品：乳幼児用おむつ、おしり拭き等とし、乳幼児用おむつには使用済みのものを持ち帰るための防臭袋を同梱すること。
なお、商品の具体的な構成については、落札後、事前に一宮市と協議を行うこと。
- (2) 販売価格については標準価格以下で販売すること。

6 維持管理に関する条件

- (1) 防犯装置・金銭管理などの自動販売機の維持管理は、設置事業者の責任において行うこと。
- (2) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、一宮市及び指定管理者の指示に従うこと。
- (3) 商品補充など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限や使用期限に十分注意し、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (4) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
ただし、子育て用品の回収・処分は不要とする。

- (5) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

7 災害発生時の応援

一宮市内に震度5弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、一宮市の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から物資の提供について要請があった時は、自動販売機内の在庫商品が無償で一宮市に提供するとともに、災害発生時の応援として500ml入りのペットボトル120本相当以上の数量の清涼飲料水を無料で提供すること。

(落札決定後に、落札者が無料提供可能として提示した数量を契約書に明記する。)

8 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令167条の4第2項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者(いずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。
- (3) 共同事業体及び共有名義での申し込みは不可とする。
- (4) 一宮市内及び近隣市町に本店及び契約行為が出来る支店、営業所並びに事業所を置いていること。

近隣市町とは次の市町をいう。

愛知県内 江南市、稲沢市、岩倉市、北名古屋市、清須市、名古屋市、津島市、小牧市、春日井市、犬山市、愛西市、あま市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡大治町、西春日井郡豊山町

岐阜県内 岐阜市、羽島市、各務原市、羽島郡笠松町、大垣市、瑞穂市、羽島郡岐南町、安八郡安八町、安八郡輪之内町、海津市

- (5) 自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理する自動販売機を公共施設等に設置した実績があること。
- (6) 次に掲げる市税、県税及び国税の未納がないこと。

ア 市税

- ・法人の場合 法人住民税、固定資産税
- ・個人の場合 個人住民税、固定資産税

イ 県税

- ・法人の場合 法人事業税、法人県民税、自動車税
- ・個人の場合 個人事業税、自動車税

ウ 国税

- ・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税
- ・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税

- (7) 入札公示の日から落札決定までの間、愛知県及び一宮市から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立

てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (9) 入札告示の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当していないこと。
- ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(9) における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

役員等	法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者
法人等	法人その他の団体又は個人
暴力団	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
暴力団員	暴力団の構成員
暴力団関係者	暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者

9 入札参加申込みの受付

郵送により、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 受付期間
令和 3 年 10 月 20 日（水）から令和 3 年 10 月 22 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (2) 送付先
〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号
一宮市役所本庁舎 4 階 子ども家庭部子育て支援課
- (3) 入札参加申込書類の内容審査及び入札参加資格の確認通知
受付後に入札参加申込み書類の内容審査を行い、合格者には 10 月 27 日（水）に電子メールで入札参加資格確認通知を送付する。
- (4) 提出書類（各 1 部）
- ア 一般競争入札参加申込書（様式第 1）（法人の場合は様式第 1（その 2）も必要）
 - イ 誓約書（様式第 3）

- ウ 証明書類（発行日から1か月以内のもの）
 - 法人の場合・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - 個人の場合・・・住民票及び身分証明書（運転免許証・保険証等の写し）
- エ 入札公告の日から過去3か年以内に、国、地方公共団体に、自らが管理する飲料や子育て用品の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しの何れか
- オ 国税、県税及び市町村税の納税証明書（未納がないことの証明書）
 - ・市町村税について
 - a 法人・・・「法人住民税」及び「固定資産税」の証明書
 - b 個人・・・「個人住民税」及び「固定資産税」の証明書
 - 申請日の直前年度分（法人住民税は直近の事業年度分）で発行日から3か月以内のもの
 - ・県税について
 - a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の証明書
 - b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の証明書
 - 発行日から3か月以内のもの
 - ・国税について
 - a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3 未納のないことの証明）
 - b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の2 未納のないことの証明）
 - 発行日から3か月以内のもの

10 設置場所説明について

設置場所については、西成児童館および千秋子育て支援センター自動販売機設置位置図を、市ウェブサイト（ページID：1043069）で確認すること。
ただし、具体的な設置位置は、落札決定後に市と協議の上、決定することとする。

11 質問期間

（1）期間

令和3年10月11日（月）から令和3年10月13日（水）午後5時まで（必着）

（2）方法

質問は必ず電子メールで行うこと。

（メールアドレス：kosodate@city.ichinomiya.lg.jp）

回答については10月15日（金）に市ウェブサイト（ページID：1043069）にて公開予定

※電子メール着信は、電話で確認すること。なお、電子メールの未着信等により発生したトラブルについて、市は一切責任を負わない。

12 入札執行の日時及び場所

（1）日時

令和3年11月5日（金）午前9時から順次開札。

それぞれ郵便による入札で行う。（詳細は別紙「郵便による入札の実施について」を参照。）

入札書は令和3年11月4日（木）正午必着とする。

なお、再入札となった場合には、それぞれ入札書到達期限を以下のとおりとする。

2回目：令和3年11月11日（木）正午必着

3回目：令和3年11月18日（木）正午必着

(2) 場所

一宮市役所本庁舎4階 子育て支援課執務室内

一宮市本町2丁目5番6号

(3) 入札書類

・入札書（様式第4その1、その2）、

13 入札保証金

入札保証金については、一宮市契約規則（昭和50年一宮市規則第16号。以下「規則」という。）第39条により免除とする。

14 入札金額

(1) 入札金額は、3 契約に関する条件（2）の貸付期間中の賃借料の総額を記入すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 入札

(1) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(2) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 規則第37条第1号から第10号に該当する入札

イ 入札書の金額を訂正したもの

ウ 虚偽の事実を記載した者の入札

エ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

16 開札

(1) 入札執行担当以外の市職員を立ち合わせて開札を行う。

(2) 落札者は、一宮市の予定価格以上の最高の価格をもって決定する。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合は、入札執行担当以外の市職員にくじを引かせることとする。

(3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、直ちに再入札を行う。

ただし、入札回数は、第1回を含め3回以内とする。

(4) 前号の再入札の場合、規則第 37 条第 1 号から第 10 号までに該当する入札をした者は、再入札に参加することができない。

17 入札又は開札の中止

天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札又は開札を中止することがある。

18 契約の締結

(1) 別紙「一宮市有財産有償貸付契約書（様式第 5）」より、契約書を作成する。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とする。

(3) 貸付契約は申込者名義で行う。

19 貸付料等の納付

(1) 貸付料は、各年度、納入通知により一括納付すること。

(2) 3 契約に関する条件（5）に規定する光熱水費は、当該月の翌月に請求書または納入通知書により、指定された期日までに指定管理者又は一宮市へ納付すること。

20 契約保証金

(1) 落札者は、契約締結までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金（規則第 9 条に定める契約保証金に代わる担保を含む。）を契約締結までに一宮市に納付しなければならない。

ただし、規則第 8 条（契約保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

(2) 前項のほか契約保証金の取り扱いは、規則の定めによる。